

株式会社***（以下「甲」という）は株式会社 TeraDox（以下「弊社」という）とは、弊社から甲へ提供する人材紹介・求人サービスに関し下記内容に同意し、次のとおり契約を締結します。

第1条（委託事項）

弊社は、甲からの依頼に基づき次のサービスを提供いたします。

- 1) 甲が依頼する求人を、弊社が「My 求人」の名称で展開する求人サービスのサイト（以下単に「My 求人」と言います。）に掲載
- 2) 第1項のサービスを行うにあたって、掲載内容の審査、相談、助言

第2条（人材紹介の内容）

- 1) 弊社は、甲より人材紹介の依頼があった場合、甲からの甲の人材採用の目的・人材の職種・人数・求める人材の要件等を確認して「My 求人」に掲載し、甲の求人条件に応募する意思のある求職者（「My 求人」ユーザー登録規約に同意して、弊社指定の手続きを履践して「My 求人」に求職者として利用登録が完了した「登録ユーザー」、以下単に「求職者」と言います。）をインターネット Web サイトを通じた自動システムにて甲にご連絡する形で甲に紹介をします。
- 2) 甲及び求職者は、本契約において定める紹介について何ら拘束されず、意思表示の自由を有しております。また、弊社は、紹介の成否及び結果について何ら責任を負うものではありません。

第3条（個別求人の申込と求職者の紹介）

- 1) 甲が弊社に対し個別の人材の紹介を依頼するにあたっては、甲は弊社に対し、職業安定法第5条の3第2項に従い書面または電子メール、もしくはその他同法所定の方法により、労働条件を明示して、弊社に対して求人の申込みをするものとします。
- 2) 弊社は、「My 求人」に甲の求人条件を掲載する方法で明示すると共に、同労働条件に関心を持ち応募する意思を示した求職者のうち弊社が甲の要件に相当と判断する求職者を自動システムにてインターネット Web サイトを通して甲に紹介をします。なお、甲と弊社による対面での求職者の紹介は行いません。

第4条（人材の選考採用）

- 1) 甲は、弊社が紹介した求職者に関して、採用のための適性検査、本人同意のもとでの職歴照会等を行う必要がある場合には、全て甲の責任において行ってください。甲は第3条に基づいて弊社が甲に紹介した求職者につき、自らの責任で、書類選考・面接等を実施し、適当と認め採用を決定してください。そして採用を決定した場合には、原則として第3条で

提示した労働条件に基づいて求職者との間で雇用契約を締結してください。

- 2) 甲は弊社より紹介した求職者の採用を決定した場合、弊社及び求職者に対して採用を決定した事実（内定した事実）を弊社が指定する方法で報告をしてください。
- 3) 甲は前項に基づき、入社日が確定した場合、弊社に対して管理画面より報告を行ってください。
- 4) 甲は、弊社が紹介した求職者の採用を行わなかった場合には、弊社が第3条に基づいて連絡した求職者の情報は、すみやかに甲の責任において破棄してください。

第5条（労働条件通知書）

- 1) 弊社が紹介した人材の採用を決定した場合にはただちに、甲は、当該求職者に対して、労働基準法15条に定める労働条件を記載した労働条件通知書を交付し、弊社に対してもその写しを開示して下さい。
- 2) 甲による、弊社が紹介した求職者に対する前項の労働条件通知書の交付と弊社が紹介した求職者の入社応諾をもって雇用契約の成立とします。

第6条（求人の掲載と内容構成）

- 1) 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を予め弊社に通知した場合を除いて、甲が提示した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、弊社が甲のために求職者を募集するために弊社が運営する「My 求人」その他利用するインターネット web サイト等において開示・公開することにつき同意しているものとします。
- 2) 弊社は、甲の「My 求人」等へ求人を掲載するにあたり、職業安定法その他の労働関係法令及び関係指針ならびに暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除条例を遵守し適正であるかを判断した上で、求人掲載するものと判断した場合は、本契約期間中に限り、My 求人にて掲載します。
- 3) 「My 求人」に掲載する求人は、サービス利便性の向上やその他事柄により、弊社において Web ページの構成に追加、削除、その他の変更が行われることがあります。
「My 求人」に掲載する求人情報の構成は、弊社が定めた構成に基づき、甲が作成するものとします。

第7条（通知・連絡について）

- 1) 甲と弊社または求職者との間の通知・連絡について、弊社の定める方法によって行うものとします。現在登録されている連絡先が有効なものとして通知または連絡を行い、発信時に弊社または求職者へ到達したものとみなします。
- 2) 甲により弊社が別途定める方式に従った変更届け出がなされない場合でも、有効な通知・連絡先だとみなし通知もしくは連絡が発生します。それにともなった不利益または損害に

ついて、弊社は一切の責任を負わないものといたします。

第8条（個人情報の保護及び目的外使用の禁止）

甲は、「My 求人」の利用により取得した個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、ID その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。）を、個人情報保護法その他の関連法規、ガイドライン等を遵守して適正に保護・管理しなければなりません。

当該個人情報は、甲が「My 求人」において広告したサービスの提供その他本サービスの目的の範囲内においてのみ利用するものとし、事前に弊社及び求職者の書面による承諾を得ることなく他のいかなる目的にも流用してはなりません。

第9条（甲の義務）

「My 求人」に甲の求人を掲載するに際して、次の通りの義務が発生いたします。

- 1) 甲は、弊社が紹介した求職者が、「My 求人」掲載の他企業の求人に既に応募し、または既に行っている場合があることを理解し、これによる甲の不利益または損害が生じても弊社は一切の責任を負わないことに予め同意するものとします。
- 2) 甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了から1年間は、弊社に対して通知することなく求職者と直接の連絡、採用をしてはなりません。
- 3) 本契約終了から1年以内に甲が、「My 求人」を通じて紹介を受けた求職者を甲が直接採用したときは、特段の事情のない限り、弊社の紹介によって雇用契約が成立したものと推定し、甲は、第12条に定める手数料を弊社に支払うものとします。
- 4) 本契約終了から1年以内に甲が、「My 求人」を通じて紹介を受けた求職者を「My 求人」と同一または近似の求人サービス等など、他の手段により採用したときは、特段の事情のない限り、弊社の紹介によって雇用契約が成立したものと推定し、甲は第12条に定める手数料を弊社に支払うものとします。

第10条（弊社の責任範囲）

- 1) 弊社は、甲に紹介した求職者が、甲に採用されて就業を開始した後に、当該求職者の行為によって甲または第三者に損害を与えた場合であっても、当該求職者の故意過失に関わらず弊社は賠償の責を一切負いません。
- 2) 甲と弊社は、甲と求職者との間で締結される雇用契約に関して、弊社は求職者の身元保証人ないし身元引受人としての地位にあるものではないことを予め確認しているものとします。

第11条（守秘義務）

- 1) 甲及び弊社は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明

示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、嚴重に管理し、正当な理由なく第三者をはじめ他人へ情報を提供してはなりません。

2) 個人情報を除き、前項に関わらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外といたします。

- a. 受領後にすでに公知であったもの。
- b. 受領者が開示を受ける以前に保有していたもの。
- c. 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの。
- d. 受領者が独自に開発したもの。

第 12 条（紹介手数料・求人掲載料）

1) 「My 求人」の紹介手数料は、弊社が紹介した求職者の内定を甲が決定し、求職者が甲の内定承諾を表明した段階で紹介手数料が発生する成果報酬方式とします。

2) 紹介手数料は求職者の理論年収額の 10%（消費税別途発生）といたします。但し、算出された紹介手数料額が 30 万円（税別）を満たさない場合には、最低保証金額として 30 万円（税別）を紹介手数料の金額とします。

3) 理論年収額については、以下の理論年収計算に基づき算出します。

理論年収額＝月額固定給×12 ヶ月

※月額固定給とは基本給のことをいいます。"

4) 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）所定の「短時間労働者」（いわゆるパート・アルバイト等）希望の求職者の採用を決定した場合は、紹介手数料は発生しないものとします。

ただし、上記「短時間労働者」希望の求職者を採用した後 1 年以内に短時間労働者ではない労働契約へ変更した場合、本条 1)~3) に定める紹介手数料を弊社へ支払うものとします（なお、同法所定の「有期雇用労働者」は本項の対象ではありません。本条 1)~3) に定める紹介手数料発生の対象となります）。

5) 「My 求人」へ求人を掲載するにあたっては、金 20 万円（税別）の掲載料金が発生いたします。

第 13 条（求人掲載料・紹介手数料の報告及び支払い）

1) 甲は、弊社が紹介した求職者の採用を決定した場合（但し前条 4) 本文記載の「短時間労働者」希望の求職者の採用を決定した場合は除きます）、弊社の指定する方法ですみやかに理論年収額と入社日を報告してください。弊社は、甲より報告された理論年収額から紹介手数料を算出、メールにて請求書をお送りいたします。その後、弊社が指定する方法で紹介手数料をご入金ください。"

2) 前条 4) ただし書の通り、「短時間労働者」希望の求職者を採用した後 1 年以内に短時間

労働者ではない労働契約へ変更した場合も、甲はすみやかに弊社へ前項と同様に通知しなければなりません。その後は前項と同様の進行となります。

3)「My 求人」へ求人の掲載をされる場合、掲載開始日の前日までに求人掲載料を弊社の指定の方法でご入金ください。

第 14 条（返還）

1)弊社が甲に紹介した採用決定者が、入社後 30 日以内に採用決定者の自己の都合により甲を退職した場合、弊社は甲へ紹介手数料の 50%を返還します。なお返還金額に消費税は付されないものとします。

2)返還に当たり甲は採用決定者の自己都合であるという退職届等、根拠となる書類を弊社に提出するものとし、真実採用決定者の自己都合による退職と認められた場合のみ弊社は返還の対応をするものとします。

3)前項に関わらず、以下の事由が存する場合には、弊社は返還義務を負わないものいたします。

- ・入社後、求人記載事項と異なる条件での雇用契約の締結を求めたために当該採用決定者が退職した場合
- ・入社後、「My 求人」に掲載されていた求人内容とは異なる労働条件を求め、当該採用決定者が退職した場合
- ・雇用条件が法令に反しているものであり該当採用決定者が退職に至った場合
- ・甲の都合により退職した場合
- ・該当採用決定者が死亡した場合
- ・天変事変など不測の事態の場合
- ・甲が弊社からの確認に応じず、弊社側で事前に入社時点が把握できていない場合

第 15 条（求人情報の啓示・公開）

甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を事前に指定した場合を除いて、甲が提示した求人情報及び公開されている甲の企業情報を、弊社が運営又は利用するインターネット Web サイト等において開示・公開することを同意するものとします。"

第 16 条（契約期間）

1)本契約は、甲によりアカウントや求人掲載内容を作成後、「My 求人」に甲の求人内容が掲載された日から 12 ヶ月とします。

契約期間満了とともに掲載が自動的に終了します。"

2)契約期間中に甲の都合により掲載を停止する場合は弊社へ通知後、求人掲載を停止することができます。ただし、契約金額については一切返金をしないものとします。

第 17 条（違約金）

甲の次のような不正が発覚した場合、甲は弊社に対し、第 12 条における求人掲載料・紹介手数料とは別に、違約金 200 万円を支払うものとします。なお、この場合、弊社は契約期間満了前であっても「My 求人」から甲の求人掲載情報を削除すると共に、事案の悪質性によっては甲の行為を甲の社名記載の上でインターネット Web サイトに掲載することがあります。

- 1) 弊社の紹介によって甲が求職者を採用したことを隠ぺいした場合。
- 2) 弊社から紹介された求職者を、「My 求人」以外の方法で採用または、「My 求人」以外での応募を促した場合。
- 3) 甲が弊社に対して、虚偽の内容の求人等を申請した場合。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

甲及び弊社は、自ら又はその代表者、責任者、経営権を有するものが、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等のいずれにも該当しないことを表明し、将来も該当しないことを保有します。"

第 19 条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項又はその一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定、及びその一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。

弊社及び甲は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 20 条（本サービスの保証の否認）

- 1) 弊社は、My 求人 に事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。
- 2) My 求人 への登録・利用・求人掲載で就職を約束されたものではありません。

第 21 条（準拠法及び合意管轄）

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（協議解決）

弊社及び甲は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合は、互いに信

義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。